

第 1 回川内村における可燃性廃棄物減容化事業に係る協議会
議事要旨

日 時	平成 26 年 5 月 29 日（木） 13：00～14：30		
場 所	川内村役場 2 階 会議室		
出席者	委 員 ◎：会長 ○：副会長	川内村	◎第 8 行政区長 草野貴光 ○第 8 行政区長代理 小野庄一 ・第 8 行政区代表 高野政義 ・第 8 行政区代表 加藤隆一 ・第 8 行政区代表 箭内正男 ・第 8 行政区代表 小野正修 ・住民課長 森 雄幸
		福島県	・生活環境部一般廃棄物課長 二瓶正浩 ・相双地方振興局県民環境部長 黒田研一 (清野弘副部長が代理で出席)
		環境省 福島環境 再生 事務所	・減容化施設整備課長 小島啓之 ・減容化施設整備課長補佐 福島正明 ・放射能汚染廃棄物対策第一課課長補佐菅原 浩 ・浜通り南支所首席廃棄物対策官 猪狩良彦
	事務局	環境省 福島環境再生事務所	
	事業者	日立造船株式会社	
議事要旨	<p>○川内村仮設処理施設運営協議会設置要綱（案）は、原案に対して副会長を追加することで承認された。</p> <p>○互選により草野委員が協議会会長、小野委員が副会長に選ばれた。</p> <p>○事業者（日立造船）から以下の事項についての説明が行われた。</p> <p style="padding-left: 20px;">①工事工程について ②施設概要について ③安全対策について ④住民の皆様への情報提供について</p> <p>○質疑応答により、以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年で処理が完了すること。 ・ 施設解体完了後、灰が仮置き場にそのまま放置されることはないこと。 ・ 操作ミス防止のため、各作業の責任者は経験者を配置すること。また、作業員の教育を徹底する計画であること。 ・ 事業者は必ず協議会に同席すること。 ・ 林道を整備すること。接触事故がないようにガードマンを 2 名配置する計画であること。 <p>○次回協議会は、工事半ばに開催されることが決まった。また、「稼働後には抜打ち的な検査が必要と思う。」との意見が出された。</p>		

以上